

議案第 6 1 号

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令による改正に伴い、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額を見直し、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

行田市消防団員等公務災害補償条例（昭和４２年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の行田市消防団員等公務災害補償条例第１８条の規定は、令和８年４月１日（次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の行田市消防団員等公務災害補償条例第１８条の規定による金額により支給されたもの又は改正前の行田市消防団員等公務災害補償条例附則第６条の規定による金額により支給されたもの（その額が６６万円未満であるものに限る。）の支払は、この条例による改正後の行田市消防団員等公務災害補償条例第１８条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。